

平成 28 年度 第 4 回栃木県公共事業評価委員会

会議結果の概要

栃木県公共事業評価委員会

平成28年度 第4回栃木県公共事業評価委員会
会議結果の概要

- 1 日 時 平成28年11月18日(金) 14:00~16:40

- 2 場 所 栃木県庁本館6階 大会議室1

- 3 出席者 (委員) 池田 裕一 (宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)
大川 容子 (弁護士 栃木県弁護士会)
加藤 幸子 (栃木県女性団体連絡協議会 事務局長)
執印 康裕 (宇都宮大学 農学部教授)
末武 義崇 (足利工業大学 副学長 工学部長)
田村 孝浩 (宇都宮大学 農学部准教授)

- 4 議事案件
 - (1) 栃木県県土整備部所管事業の事前評価について(報告案件)
 - ア 河川事業 1件

 - (2) 栃木県県土整備部所管事業の再評価について(審議案件)
 - ア 道路事業 1件
 - イ 街路事業 1件
 - ウ 河川事業 6件

5 議 事

(1) 栃木県県土整備部所管事業の事前評価について（報告案件）

- 一級河川杣井木川 小山市

【栃木県】

栃木県公共事業事前評価自己評価書（資料1-1）に基づき説明。

以下、助言、質疑応答等

【委員長】

今の説明に対しまして、助言、アドバイスなどがありましたらお願いします。

【委員】

資料に田んぼダムに関する記載がございます。田んぼダムは小山市のほうで実施されるということですが、洪水被害を軽減する上で、こういった田んぼダムのような取組はすごく大切だと思っています。ただ、これは小山市だけでやるのではなく、上流域でも取り組まないと、効果的な対策になっていかないと思います。今回の杣井木川の川づくり事業をされる上で、直接的な管轄ではないのかもしれませんが、広域的な観点から、栃木県では、例えば栃木市など上流域でもこういった取組を一体的にやっていただけるとますます効果的になるかと思いました。意見です。

【委員長】

他にございませんか。

ないようですので、栃木県県土整備部所管事業の事前評価の報告については終了します。

(2) 栃木県県土整備部所管事業の再評価について（審議案件）

- 道路事業「一般国道119号 宇都宮市宇都宮環状北道路」

【栃木県】

道路事業の再評価概要書（資料2-1）に基づき事業概要を説明。

以下、質疑応答。

【委員】

費用便益の内訳の資料をつけていただき、ありがとうございます。

交通事故減少便益（B3）ですが、全体事業費の費用便益が500万円で、残事業費の費用便益が2.6億円になっているように見えるのですが、全体のほうが小さいというのはどういうことでしょうか。

【栃木県】

これにつきましては、今回の事業計画全体は3つの交差点の立体化です。全体のときに規定の計算ではじきますと500万円ということで交通事故減少便益は低いのですが、2つの交差点の立体化が完了して、残事業としてまだ1交差点の未整備区間が残りますので、そこに一時的に交通の負荷がかかってしまう。そのことから、残りの交差点を整備することによって交通事故の便益が非常に高まるということで、2.6億円と増えてしまいます。

全体では3つの交差点で便益をはじきますが、2つの交差点はできています。ただし残りの所がまだできていないため、残りの所に交通負荷がかかってしまい、交通事故便益が増えてしまうということです。

ただし、すべての立体交差が完了すれば、その便益が全て0.05億円の便益という形になるものでございます。

【委員】

私のイメージだと、交通事故減少便益というのは、その工事を行うことによって交通事故が減って、人命が失われたり、怪我をする方が少なくなるという便益だと理解しております。この3つの交差点が完成すると交通事故が500万円程度に減る、と見えるのですが、そうではないということですか。

【栃木県】

全体ですと、そういう数字になります。ただし、個々の整備が終わって完了しますと、残る1つの交差点に負荷がかかって、その交通事故発生頻度が高まってしまう。逆に、完了すれば極端に便益が出る形になるものです。

【委員】

便益というのは、「益」ではないのですか。交通事故の減少ですよ。

【栃木県】

減少により、それを費用に換算するものでございます。交通事故が発生したときの渋滞や事故に対する損益が減る形になります。

【委員】

そうですね。減ることが便益ですよ。3つ完成してしまうと、ある交差点に負荷がかかるとおっしゃったのは、立体交差点ではない交差点に負荷がかかるということですか。立体交差点の中の1つですか。

【栃木県】

今回、全体で3つあった中で、2つが終わって1つだけ終わっていないとなると、終わっていない交差点に事故に対する負荷がかかってしまう。そこが終わることによって便益が上がる形になります。

【委員】

すると、交通事故はふえるということですか。

【栃木県】

そこにかかる負担が一時的に増えるということです。

【委員】

関連して。これは私も最初思いましたが、ご説明いただいて何となくわかりました。多分この出し方が、どうしても制度上、残事業と全体で分けて、残事業の費用便益をその区間だけで見ているから、逆に2.6億円となっている。これは他のところでもそうですが、極端なことを言えば、一番重視すべきは全体事業の費用便益であって、残りの費用便益は無理やりという変な言い方ですが、かえって出すと誤解を招くというか、今までのそれは何だったのかという話になってしまう。多分そのところの説明は、普通の方がこれを見たときには、これをやったら何で2.6億円なのかと普通に疑問に思うと思います。その制度というか、なぜ切り分けているのか。あくまで全体事業費の中で、ということだと思います。もし期間が短ければ、かえって費用便益はマイナスになる場合もあると思います。それをやることによって、見かけ上は0.8とか0.7とか。ではそれをやらないかという、そういうことではなくて、あくまで全体の、ということだと思います。多分その表現のところだと思います。

【委員】

残事業費の便益2.6億円というのが、今1つだけ完成していない所で事故が発生する確率が高くなっていて、それで2.6億円になってしまっているということですか。

【栃木県】

そういうことになります。

【委員】

わかりました。今やめてしまうと、今完成していない所は交通事故率が高いまま放置されることになるので、これをやれば2.6億円の価値があるということですか。

【栃木県】

そうです。

【委員】

事業目的に関連して補足説明をお願いします。「広域的な連携強化」と「宇都宮インターチェンジへのアクセス性向上」、「宇都宮市街地の渋滞緩和」と3つの事業目的が挙げられています。2番目と3番目については、今ご説明いただいた資料の位置図や写真を見比べたり、費用便益等のご説明で何となくイメージがわくのですが、「広域的な連携強化」というのは、言葉としてはよく理解できるのですが、どのように理解すればいいのか。宇都宮市内だけの話ではないわけですよね。それをどう理解したらいいのか、お願いします。

【栃木県】

路線の位置づけですが、再評価の概要書にも記載されておりますが、今回の道路は栃木県のコリドール構想のセンターコリドールの一部となっております。センターコリドールの一部を整備することによって広域的な連携強化が図れるということで、今回の道路整備が位置づけられているものでございます。

【委員】

そうしますと、例えば費用便益の中でこの目的が達成されているというのは……。中に入っ
てしまっているから、そこだけ抜き出して見ることはできないのでしょうか。

【栃木県】

費用便益につきましては、6,400mのうち3つの交差点を整備したときにどの程度になるかを試算しているものでございます。

【委員】

そうすると、広域的なものを見ていくときに、その部分を定量的に見るのは難しいということでしょうか。

【栃木県】

3つの交差点の整備により、周辺道路も含め、交通の流れがよくなるということで、広域的な交通の連携強化という形で我々は位置づけているところでございます。

○ 街路事業「小山栃木都市計画道路 3・4・212 号 栃木駅東通り 栃木市河合町」

【栃木県】

街路事業の再評価概要書（資料 3 - 1）に基づき事業概要を説明。

以下、質疑応答。

【委員】

ちょっと細かいことですが、老朽化している開明橋はかけかえるというお話です。こちらも接続している道路の幅員に合わせた幅員にするというイメージで伺ったのですが、橋梁には歩行者用の部分も設けられると理解してよろしいでしょうか。

【栃木県】

はい。基本的に一般部と同じ断面で整備されます。

○ 河川事業「一級河川 思川 小山市」

【栃木県】

河川事業の再評価概要書（資料 4 - 1）に基づき事業概要を説明。

以下、質疑応答。

【委員】

説明の中でこの地域の氾濫の原因についての説明があったと思いますが、例えば、河積を増大することで、浸水想定区域は今後減る見込みということでしょうか。

【栃木県】

ここでグレーになっている部分は完了で、真ん中辺の小山大橋から間中橋の部分は河道掘削が残っています。また下流では乙女大橋前後での掘削が残っています。上流については、既にグレーの部分の氾濫は解消されました。8 ページの事業中のほうで、河川部分が赤くなっている部分はまだ河道掘削が残っている所です。これはあくまで氾濫解析ではありますが、そこではまだ河積が足りないということで赤い部分で氾濫して、今の氾濫区域がまだ残っています。赤い部分も含めて事業を全て実施すれば、計画レベルの雨ではという前提はつきますが、全て浸水想定区域は解消されることになります。

【委員】

確認させていただきます。現在は築堤工事が終わってグレーの部分が解消された。今後河積を拡大することによって、黄色や緑部分の所が解消されるであろうという話でよろしいですか。

【栃木県】

そのとおりです。

○ 河川事業「一級河川 巴波川 小山市」

【栃木県】

河川事業の再評価概要書（資料4-2）に基づき事業概要を説明。

以下、質疑応答。

【委員】

先ほどの事業とも関係するかもしれないのですが、この工事で既にある一定の効果が出ていて、今後続けることで浸水域が減るとするのは大変素晴らしいことだと思いますが、この区域はなかなか河川同士の接続が複雑で、洪水とか氾濫のメカニズムが私自身わからないものですから教えていただきたいと思います。

例えば、巴波川と永野川の河積を増大することで今後浸水域は減少する見込みですが、きょう最初にご説明があった柚井木川の氾濫というのは結構大きいと思います。これは巴波川と永野川から溢水したのではなくて、柚井木川からこちらの河川に水が流れなくて氾濫している部分があると思います。それは、今回一番最初に説明されたようにポンプの増設をすることで減少するという話でしたが、それがこの中に入っているのか、それともそれは抜いて、巴波川と永野川の工事だけでこの部分は減少しているのか。その区別がわからなかったものですから、その部分をもう一度説明いただければと思います。

【栃木県】

今回の氾濫解析に基づいた浸水想定区域図は、あくまでも巴波川・永野川の水が氾濫したらというものでございます。両川の間、柚井木川流域にも、濃い青だったり薄い青だったり黄色だったり2m以下の浸水等はあると思いますが、これは巴波川・永野川があふれたらというものです。柚井木川は柚井木川流域として、ここには反映されておりません。あくまでもこの辺の河川の整備計画は、例えば巴波川・永野川であれば、上流から流れてくる水を安全に下流へ流す目的で巴波川・永野川の解析等をしているという状況でございます。

【委員】

わかりました。事業ごとに効果を出されるのは非常に難しいこともあると思います。ただ、これはお願いですが、今回はこのように柚井木川や関連した流域のシミュレーションがありま

すので、確かに事業ごとに出されることは非常に大切だと思いますが、せっかく広い範囲でこの地域の総合的な水対策をやられているということですから、どこかのタイミングで構わないので、県としてこういう対応をすることで全体としてこんなに浸水被害が減るということをお示しいただくと、我々委員だけではなく一般県民の方々も、それぞれの事業単体ではなくて総合的な県土整備部の姿勢というのが見えます。個別に出すことも重要ですが、全体の対策によってこのように変わるという全体像もどこかのタイミングでお示しいただくと、非常にわかりやすいと思います。最後は意見です。

○ 河川事業「一級河川 永野川 栃木市」

【栃木県】

河川事業の再評価概要書（資料4-3）に基づき事業概要を説明。

以下、質疑応答。

（特になし）

○ 河川事業「一級河川 矢場川 足利市」

【栃木県】

河川事業の再評価概要書（資料4-4）に基づき事業概要を説明。

以下、質疑応答。

【委員】

教えていただきたいのですが、これは計画ベースでこれくらい効果がありますということですよ。もう一つは、防災とか住民のことを考えたときに、それでも危ないときには危なくなるということがありますね。被害の危険があった場合、実績ベースでいいと思いますが、少しは漏れるかもしれませんが、どの程度それが縮小されるか。これはお願いですが、今後はそういうことも考慮していただければ、そこに住んでいる方の意識も上がるかなという気がします。川沿いですから皆さん注意はされているのでしょうか。

【栃木県】

今、委員からお話があったように、今県内で私どもが管理している河川は291河川あります。そのうちの主要な河川、要は、洪水があったときに県で管理している河川のうち流域も資産も

大きく影響が大きいという所は、田川や思川など 16 河川ほどで「浸水想定区域図」を公表しております。これにつきましては直轄の下流もそういった取組をしておりますので、それとレベルを合わせ、1/100 の雨が降った場合にどこまで浸水するかという取組をしております。

事業評価の中で、では何分の 1 がいいのかという部分もありますが、今主要な河川でそういった取組をして、それに基づいて市町がハザードマップをつくり、県でも雨量や水位等の防災情報を出したりしています。また、先ほど言った 16 河川では、洪水予報という形で 3 時間の予測等もかけて、その情報を市町に提供して、市町の避難勧告や避難指示につながるようにとやっています。一気にとはいきませんが、少しでもそういう取り組みを広げていきたいと思います。

【委員】

1/100 でなければいけないということではない。そういうものがあっても事業の効果は出ているわけであって、完全に浸水域がゼロになるわけではないですが、それをやることによってここまでは被害が広がりませんよと。そうすると住民の方の理解が得られやすい。なおかつ、そういうときでも逃げる準備も大切ですよということで、それとあわせてハザードマップがあったほうがいいかなと。私の意見です。

【委員】

補足ですが、今、国土交通省は、レベル 1、レベル 2 のような形で、普通の洪水発生と、あり得ないほどの確率だけれどでもひょっとしたらこのくらいは起こるかもしれないという最大規模というものを、元々は津波でやっていたのですが、今は川でもやろうかと話がちょうど始まったばかりです。それに合わせて、県や市町もだんだんと動いていくという話も聞いています。

【栃木県】

今委員からあった取組は、県としても、16 河川の一部ですがまさに着手して、レベル 1、レベル 2 ということで、高いレベルと 1/100 程度という段階分けでやっていこうということですが、まだ緒についたところです。

【委員】

すぐというわけではないですが、事業評価をするときも、そういった視点をあわせていったほうがいいかなと。当たり前ですが、B/C を出すときには、必ずどこかで割り切らなければいけないので、それはそれで、私はしょうがないと思っています。

【委員】

どこまで対策を立てるのか。それ以上は心の準備をみんなにしてもらおうということで。判断する危険な箇所はそれぞれ進めて、それに応じてどんな対策を立てるかはまた別立てで考えていく必要があると思います。

【委員】

一般的な説明でお願いしたいのですが、費用便益ですが、全体事業に対して残事業の費用便益が、ここでは 10.7 と 10.2 で余り数字が変わらないですね。大雑把に考えると、事業が進捗していくとだんだん残事業の数字が小さくなって、全体事業の数字に比べてかなり小さくなっていくのかなと。全体事業の進捗状況によってもその辺は違うのかもしれませんが、次の事業などを見ると、まだ 55%しか進捗していないけれども残事業で 1.2 という数字になって、かなり全体事業と違います。ただこの場合は 10.7 と 10.2 で余り数字が違わない。対象とする河川が違うから数字が違ってくるのは当たり前なのかもしれませんが、単純なイメージでいうと、事業の進捗が進むにしたがってこの数字に開きが出てくるのが普通ではないかという気が漠然とするのですが、10.7 と 10.2 で余り違わないということもあるのでしょうか。

【栃木県】

改修延長とほぼ同じ延長がグレーになるようなレベルであれば、一般的には余り変わらない数字になります。もしくは、下流までずっと地形上影響が出てしまうと、そちらも浸水が残ってしまうとか。あとは、最初の永野川などは、残事業は 1.3 ぐらいですが、残っている上流域には下流域に比べて人家が少ないとか。とはいえ十分効果はあるのですが。そういった要因が考えられるかと思います。

【委員】

本件は再評価分類が「エ」ということで、再評価実施後一定期間を経過しているので再評価をすることになったということです。なぜかというのを端的にいうと、用地取得に時間を要したためということです。前の計画だと平成 26 年までに用地取得するはずだったものが、今度は 5 年間予定より延びて、平成 31 年までに用地を取得される計画になっていると理解しています。「今後の見通し」に「用地⇒3 年で取得予定」と書いてありますが、5 年も予定より長くかかるというご説明です。「今後の見通し」に「取得予定」と書いてありますが、これはどの程度精度が高いものなのか。本当に 31 年までに取得できるのかということについては、どのようなお見立てでいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

【栃木県】

矢場川は人家があり、残る物件が6棟。先ほどは具体的に説明しなかったのですが、母屋とお住まいになっている家がかかる状況です。貴重な人家等を動かします。交渉事なので絶対とは言えないのですが、しっかり交渉して人間関係を築いてきておりますので、交渉・契約で2年、移転まで含めて3年という形でできるものと考えております。

○ 河川事業「一級河川 大芦川 鹿沼市」

【栃木県】

河川事業の再評価概要書（資料4-5）に基づき事業概要を説明。

以下、質疑応答。

【委員】

ご説明ありがとうございました。想定浸水被害に関してですが、家屋の被害は前後で比べると減っていますが、床下浸水については増加になっています。これはなかなか衝撃的というか、ちょっと受け入れられないというのが正直なところですが、説明をお願いします。

【栃木県】

段階的にレベルが上がったという形ですので、要は低減されて水深が浅くなった関係で、床上浸水だった家が床下浸水になった部分が出てまいりまして、トータルで床下浸水がふえたという形です。

【委員】

わかりました。今まで被害がなかった所がふえたという形ではなくて、低減されてということですね。

【栃木県】

はい。低減されて、床上浸水から床下浸水になったものが結構あるということです。

○ 河川事業「一級河川 田川 宇都宮市、日光市」

【栃木県】

河川事業の再評価概要書（資料4-6）に基づき事業概要を説明。

以下、質疑応答。

【委員】

事業概要のところでは質問したいのですが、この計画は平成14年度から始まって平成38年度まで24年間ということで、始まってから今14年経ったわけです。大雑把にいうと、期間としては6割ぐらいの期間が済んだ感じですが、事業費を見ると進捗率37%で4割を切っています。このままいくと時間的にどうなのだろうという疑問がわくのですが、この後、事業進捗率が上がるということなのでしょうか。

【栃木県】

こちらは、先ほど位置図等で説明いたしましたように、県営圃場整備事業と進捗を合わせて進めようと考えています。先に上流の猪倉工区で圃場整備事業が立ち上がったものですから、用地を取得して、下流に負担がない程度までの暫定開削だけはやったのですが、そちらもそれ以上はなかなか進められないところがありました。下流の石那田工区では、以前から圃場整備事業の話はあったのですが、まさに今しっかり立ち上がろうとしているところだということで、調整しているところでございます。そこが立ち上がればしっかり下流から整備を進めていけるので、これからは、事業進捗率が上がるということで、38年度までに完成できると考えております。

(意見の取りまとめ)

【委員長】

道路事業「一般国道119号宇都宮市宇都宮環状北道路」について、県の対応方針(案)に対するご意見がありましたらお願いいたします。

特にご意見がないようですので、委員会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。県の方針どおり「対応方針(案)のとおり、事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】

次に、街路事業「小山栃木都市計画道路3・4・212号栃木駅東通り」について、県の対応方針(案)に対するご意見がありましたらお願いいたします。

特にご意見がないようですので、委員会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。

県の方針どおり「対応方針（案）のとおり、事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

次に、河川事業「一級河川 思川」について、県の対応方針（案）に対するご意見がありましたらお願いいたします。

特にご意見がないようですので、委員会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。県の方針どおり「対応方針（案）のとおり、事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

次に、河川事業「一級河川 巴波川」について、県の対応方針（案）に対するご意見がありましたらお願いいたします。

特にご意見がないようですので、委員会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。県の方針どおり「対応方針（案）のとおり、事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

次に、河川事業「一級河川 永野川」について、県の対応方針（案）に対するご意見がありましたらお願いいたします。

特にご意見がないようですので、委員会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。県の方針どおり「対応方針（案）のとおり、事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

次に、河川事業「一級河川 矢場川」について、県の対応方針（案）に対するご意見があり

ましたらお願いいたします。

特にご意見がないようですので、委員会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。県の方針どおり「対応方針（案）のとおり、事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

次に、河川事業「一級河川 大芦川」について、県の対応方針（案）に対するご意見がありましたらお願いいたします。

特にご意見がないようですので、委員会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。県の方針どおり「対応方針（案）のとおり、事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

最後に、河川事業「一級河川 田川」について、県の対応方針（案）に対するご意見がありましたらお願いいたします。

特にご意見がないようですので、委員会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。県の方針どおり「対応方針（案）のとおり、事業を継続する」ことが妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】

それでは、ただいまの内容を委員会の意見として栃木県知事に報告いたします。

以上をもちまして本日の議事は終了いたします。